

平成27年度 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査 募集要領

平成 27 年 3 月 20 日

国土交通省 都 市 局

農林水産省 農村振興局

1. 調査の趣旨について

人口減少・少子高齢化、財政制約等の社会情勢に対応した集約型都市構造化を推進していくに当たっては、居住等の集約化にあわせて、緑地・農地について、地域の合意形成の下、計画的な土地利用コントロールを図るなど、地域の状況に即した多様な手法を適用する必要があります。

また、都市農業の有する、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農作業体験や交流の場の提供、災害時の防災空間の確保、心安らぐ緑地空間の提供等の多様な機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図る必要があります。

このようなことから、国土交通省（「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査」）と農林水産省（「都市農業制度検討調査委託事業」）が連携し、具体的に課題を抱える地方公共団体等との協力の下、緑地・農地と調和した都市環境を形成することや都市農業の多様な機能の発揮を促進することを目的とし、本調査を実施します。

2. 応募主体について

以下の団体とします。

①地方公共団体

②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）

※②の団体による応募は、以下の全ての要件に該当する場合に限り可能です。

- ・代表者の定めがあること。
- ・調査実施に当たっての諸手続を適正かつ効率的に行うため、団体としての意志決定方法、事務処理方法及び会計処理方法並びに責任者を明確にした規約、団体内での役割分担等が定められていること。

※農林水産省からの委託先については、②の団体に加え、当該団体を構成員に含む団体も対象とするため、当該団体を構成員に含む団体となる場合には、提案時に相談すること。

3. 募集内容について

本調査は、公募により広く提案を募集します。応募された提案の中から、有識者によって構成される評価委員会において、6.（2）の評価方針に基づき優れたものを選定し、国土交通省「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査」又は農林水産省「都市農業制度検討調査委託事業」として応募者へ調査を委託します。

以下の事項に留意の上、提案を行ってください。

(1) 募集する提案内容

集約型都市構造化等を進めるに当たっての、地域における緑地・農地の保全・活用に関する下記の共通テーマに関する取組の提案を募集します。

- ① 都市機能や居住機能の集約を誘導するエリアにおいて、魅力ある都市空間を形成するための緑地・農地の保全・創出・活用

【問題意識】

集約型都市構造化を進める上で、都市機能や居住機能の集約を誘導するエリアでは、魅力ある都市空間を形成するため、都市開発を行う際には、既存の緑地や農地の活用や、新たな緑の創出等により緑のネットワークの形成を図り、都市環境の向上を図ることが必要。

例)

- ・市街地における生態系ネットワークの形成手法・モニタリング手法検討
- ・屋敷林等の小規模民有林の保全・活用手法検討

- ② 居住等の機能の集約を誘導するエリアの外側において緑と共生する地域を形成するための緑地・農地の保全・創出・活用

【問題意識】

都市機能や居住機能の集約を誘導するエリアの外側においては、市街地の拡散（宅地開発等）を抑制するために緑地や農地の適正な保全・管理を図ることが必要。また、集約エリアへの機能移転に伴い低密化が想定される地域においては、移転跡地の適正な管理や、緑地・農地を活用した良好な住環境への誘導が必要。

例)

- ・公有地化を図るには至らないが保全が必要な緑地を対象とした、規制等を導入する際の計画手法や土地所有者との合意形成手法検討
- ・居住等を誘導するエリア内へ公共施設や住宅等が移転していくことが予想される区域において、移転跡地を緑地等として整備・管理を促す手法検討
- ・居住等を誘導するエリアの縁辺部に位置する農地を、福祉的な用途で管理するなど、高齢者等が暮らしやすいまちづくりの推進のための農地管理手法検討

- ③ 三大都市圏特定市等における市街化区域内農地（生産緑地・宅地化農地）等の保全・活用

【問題意識】

災害時の防災空間、身近な農業体験の場、緑地空間など、良好な生活環境の確保に効用を有する生産緑地についても、農業従事者の高齢化や後継者不足等から、小規模な開発等が進み、周辺の営農環境の悪化や低質な居住環境の発生が懸念される。都市環境形成上、保全の必要性が高い農地については、その持続的な

保全方策（例えば、営農継続が難しくなった農地の市民農園・体験農園としての活用、農業政策の積極的導入等）を検討することが必要。

例)

- ・生産緑地において市民農園・体験農園を進めるに当たっての課題把握（需要や土地所有者の意向等）
- ・農地の永続的な保全のための公有地化手法や、営農の継続を支援するためのその他多様な手法の検討
- ・小規模な農地についての機能評価や保全・活用方策検討

④ 地方都市における市街化区域内農地の保全・活用

【問題意識】

三大都市圏特定市以外でも、市街化区域内には多くの農地が分布することから、農地を活用した計画的な開発を促進する一方で、防災・環境保全等の観点及び集約型都市構造化を進める観点から、保全の必要性の高い農地については保全に向けた取組を推進することが必要。農業従事者の高齢化や保有コストの上昇（固定資産税評価の変化等）により、農地の所有・維持保全が困難となることが想定される中で、保全の必要性の高い農地については、生産緑地制度の導入等を検討することが必要。

例)

- ・農地の保全を推進するエリア設定の検討
- ・生産緑地制度等の導入に向けた検討（農地の公共性・多面的機能に関する客観的評価、地域全体での税の公平性等の観点からの評価、制度導入に関する合意形成等）

⑤ 都市農業の継続・振興

【問題意識】

都市において農業経営が継続できる環境の整備を進めていくことが必要。このためには、農業者の意向や関連制度の問題点の把握を中心に調査を実施し、今後の方策を検討することが必要。

例)

- ・都市農業の継続を支援するために設けられている既存の制度（相続税納税猶予制度、生産緑地制度）について、都市農業者が利用する上での課題把握、改善点の検討

(2) 委託期間

契約締結日の翌日～平成 28 年 3 月上旬

上記委託期間に実施可能な取組について、提案をしてください。

4. 経費について

1 件当たりの調査経費の上限額は原則 800 万円程度、下限額は原則 500 万円程度とします。

本調査で措置する経費は、提案のあった取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費（国庫委託金）として措置することができるものに限りま

す。以下のような経費は、調査委託費による措置の対象にはなりません。

- ① 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に関わる経費
- ② 地方公共団体職員の人件費
- ③ 施設整備費・修繕費、恒久的な施設の設置費等
- ④ 普及啓発イベント等の食材、弁当代等（会議費の茶代については対象を含む。）

【注意】

選定された場合、委託契約を結ぶこととなりますが、**概算払は行いません。**（委託料の支払は、調査終了後の精算払のみ。）したがって、調査期間において業務を実施するための資金を用意していただくことが必要となります。

※ 経費区分は、直接人件費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び雑収入に区分し、庁費にあつては、財務省が定める下記区分に従い、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃金、借料及び損料、会議費及び雑役務費等に細分して計上します。

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2014/index.htm

※ また、謝金については、下記をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-meti/syakin.pdf

<再委託について>

再委託については書面による事前の承諾が必要であり、原則として、調査経費の 1 / 2 を超える金額の再委託をすることはできません。

また、業務の全部を一括して又は業務の主たる部分を再委託することはできません。（主たる部分とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）

なお、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入及び会場借上の軽微な業務を再委託しようとするときには、承諾の必要はありません。

また、応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合、構成団体間で処理される経費は再委託とはなりません。

5. 応募方法について

下記の応募書類を、提出期間内に提出してください。応募書類に記入漏れや書類の不足等の不備があった場合、その応募書類は受理できませんのでご注意ください。

(1) 応募書類

・様式表紙

提案書の表紙となります。

取組を提案する共通テーマを1つ選択して下さい。複数の共通課題に資する取組を提案する場合であっても、複数選択することはできません。

提案書の提出日、応募団体名、代表者の氏名を記入し、印を押してください。

「提案名」、「応募団体の概要」、「担当者連絡先」を記入してください。応募書類等に関する問い合わせは、「担当者連絡先」に記載された担当者に行います。電話番号等の連絡先は、応募書類提出後、選定結果を通知するまで、平時連絡可能な電話番号、アドレスを登録してください。

・様式1

提案名、応募団体名、3.(1)の共通テーマ①から⑤までのいずれか該当する番号を記入してください。

提案概要を240文字程度で記入してください。概要には、背景・課題、目的、提案する取組が必ず含まれるようにしてください。

「地域における緑・農と共生するまちづくりに関する課題」及び「提案する取組」について記入してください。「提案する取組」の記入に当たっては、具体的に実施する取組が何か、明確に理解できる記述としてください。

提案する内容について「本調査の趣旨との整合性・先導性・汎用性」、「取組の成果とその活用方針」についての説明を記入してください。

・様式2

提案名、応募団体名を記入してください。

調査の実施スケジュールについて記入してください。また、提案内容に関連する取組実績と調査実施後の取組の方針について記入してください。(応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、どの団体の取組実績、取組の方針かわかるように記入してください。)

・様式3

提案名、応募団体名を記入してください。

調査の実施に必要な経費を記入してください。(詳細な記入要領は様式3に記載しています。)

・様式4

提案名、応募団体名を記入してください。

調査の実施体制について記入してください。

※ 応募団体が複数の団体で構成される協議会等の場合は、主な役割を担う構成団体の団体名と役割について記入してください。その他の構成団体については、団体名のみ記入してください。

なお、応募団体が複数の団体で構成される場合、地方公共団体が構成員として含まれていることが必要です。

※ 応募団体が再委託を予定している場合は、再委託する業務内容を記入してください。

※ 調査の実施において、他の団体との連携が見込まれる場合は、その関連団体の団体名とその関係性について記入してください。

※ 応募団体が「②地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）」の場合は、構成員である地方公共団体名、担当者名等を記入してください。

・様式5

提案内容について概要（A4ヨコで必ず1枚に収めること）を作成してください。

文字は10ポイント以上としてください。

提案名、応募団体名、経費予定額を記入してください。

様式1等に記入した提案内容を、「背景と課題」、「取組内容」、「取組の成果とその活用方針」の構成に沿って、適切に要約するとともに、必要に応じ写真、図等を使用し、提案内容について理解を補助する資料となるよう工夫して作成してください。（ワード等で作成していただいて構いません。）

(2) 提出期間

平成27年3月20日（金）から4月24日（金）17:00まで

※提出期間は上記のとおりですが、提出された応募書類は、平成27年度当初予算の成立をもって受理します。また、本調査は平成27年度当初予算の成立以降に契約を交わすことによって実施が可能となります。

(3) 応募書類の提出

応募書類は、国土交通省担当係宛（「7. 問い合わせ先について」参照）に電子データ（PDF形式）をメールにて、以下のアドレスに提出してください。

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

g_CRB_KRY_RKS@mlit.go.jp

応募書類の提出後、国土交通省担当係へ必ず電話にてご連絡ください。電子データのファイル総量は極力2メガバイト以内としてください。なお、送信された応募書類の印刷は、様式表紙、様式1～4は白黒、様式5はカラーで行います。

6. 応募後のスケジュールについて

※平成 27 年度当初予算の成立時期によっては、変更が生じる可能性があります。

(1) 応募内容の確認（提出期間中及び提出期間後）

応募内容について確認するため、必要に応じて電話・メールによる問い合わせを行うことがあります。

(2) 選定（5月下旬予定）

本調査に応募された提案の選定に当たっては、評価委員会において下記に定める評価方針に沿って提案を評価し、その評価を踏まえ、国土交通省「集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査」又は農林水産省「都市農業制度検討調査委託事業」として選定します。この際、提案内容の一部のみを採択することや実施内容の充実を前提に採択することがあります。

また、評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料の請求の際に指定した期日までに資料の提出がない場合やヒアリングに応じることができない場合は評価の対象とならない場合があります。

【評価方針】

有識者によって構成される評価委員会において、主に以下の視点で評価します。

- ① 提案する取組（課題及び想定する解決手法）と本調査の趣旨との整合性
提案する取組が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。
- ② 提案する取組の先導性、汎用性
現在取り組まれている事例は少ないものの、多くの地域で応用可能であるなど、今後広がることが期待されるものであり、調査で得られる成果が他の地域から参考とされやすいものであること。
- ③ 提案する取組の実現性
提案する取組を実施するための計画が適切に立てられていること。地域での取組について具体的な方針があること。また、必要な経費が過不足無く適切に見積もられており、必要な実施体制の構築が予定されていること。

なお、選定結果は応募団体の代表者に、書面により通知するほか、ホームページ等により、選定された団体の団体名、団体の住所（市区町村名まで）、調査名を公表します。（5月下旬予定）

(3) 契約手続（選定結果通知後）

国土交通省都市局又は農林水産省農村振興局が、選定された提案の応募団体と委託契約の手続を行います。

なお、契約手続に際し、現地視察を行い、その際に実施内容や成果物の内容等について応募団体と個別に協議等させていただきます。

(4) 進捗報告、評価委員会の委員による現地視察

本調査の調査進行状況を確認するため、委託期間中に1回程度、国土交通省都市局又は農林水産省農村振興局に進捗報告を行っていただく予定です(9月~11月頃)。(進捗報告に伴う国土交通省又は農林水産省への旅費は、必要経費に含めてください。)

また、委託期間中に評価委員会の委員原則1名による選定箇所への現地視察も予定しております(10月~12月頃)。(委員1名分の謝金、大学教授等有識者(東京都内在住想定)の旅費は、必要経費に含めてください。)

(5) 取組結果の報告会(平成28年2月中旬予定)

本調査の取組結果の報告会を実施する予定です。報告会では、調査を実施した応募団体から取組結果について説明していただきます。(報告会(東京都千代田区霞が関を想定)の出席に伴う旅費は、必要経費に含めてください。)

(6) 成果物

委託業務実施期間の終了日までに、成果物を提出していただきます。

成果物は調査報告書(A4判)を3部とその電子情報(CD-Rディスク等)とします。(調査内容によって、成果物を追加する場合があります。)

(7) 精算(委託業務完了時)

委託業務完了時には、成果物に添えて、十分な根拠資料(支出を記録した帳簿と支出を証する証拠書類)を基に作成した精算報告書、委託費経費内訳報告書等を提出していただき、検査によって支出の適否を確認した上で額を確定し、実費をお支払いいたします。

7. 問い合わせ先について

本募集に関するお問い合わせは、以下の担当まで電話にてお願いします。

[緑地・農地の保全・活用等に関する調査について]

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課 緑地環境室 湯澤、古木

直通 03-5253-8420/FAX 03-5253-1593

[都市農業に関する調査について]

農林水産省 農村振興局

都市農村交流課 都市農業室 小松、渡部

直通 03-3502-0033/FAX 03-6744-0571

※異動があった場合には、後任のものとなります。